



平成29年3月号(広告)
 2017年3月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅 孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第118号
 発行担当者: 宮田 裕子

1月は「住(い)ぬる」2月は「逃げる」3月は「去る」とよく言われます。1月～3月までは行事が多く、あっという間に過ぎるといふ意味で使われます。税理士事務所にとって1月～3月は一年で一番の繁盛期です。この仕事に就いて、この言葉をより実感するようになりました。

所得税の確定申告もいよいよラストスパートの時期に入りました。3/15の申告期限まで気を抜かず頑張りたいと思います。

さて、今月のテーマですが、2月号でも少し触れたセルフメディケーション税制です。平成29年1月1日からすでに適用が始まっているセルフメディケーション税制、どんな制度なのか早速みていきましょう。

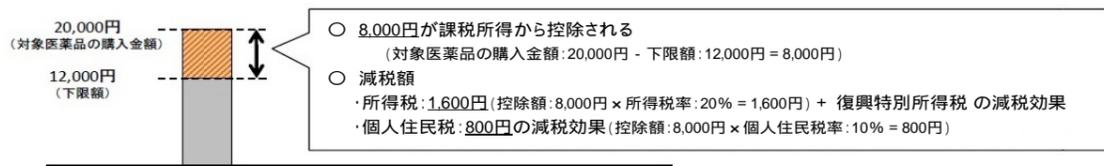
今月のテーマ：セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限8万8千円)について所得控除を受けることができるものです。

セルフメディケーション税制を適用した時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



セルフメディケーション税制の適用を受けるための要件

(1) 適用を受けようとする年分に健康保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている。
 確定申告書提出の際に一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要です。

【一定の取組に該当する具体例】

- 健康保険組合、市町村国保等が実施する健康診査
- 市町村が健康増進事業として行う健康診査
- 予防接種(定期予防接種、インフルエンザの予防接種)
- 会社が実施する定期健康診断
- 特定健康診査(メタボ検診)、特定保健指導
- 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

【一定の取組を行ったことを明らかにする書類】

- ・定期予防接種・インフルエンザの予防接種の領収証又は予防接種済証
- ・健康診断等の結果通知表



(2) 適用を受けようとする年中のスイッチOTC医薬品の購入の合計額が1万2千円を超えている。
 確定申告書提出の際には以下の ~ が明記された領収証の添付が必要です。

○ ○ 薬局	販売店	セルフメディケーション税制対象商品である旨の表示は店舗によって異なります。
領収書		
平成○年○月○日	購入日	
○○○○○ 円		
★○○○○○ 円	商品名	金額
合計		円
※印はセルフメディケーション税制対象商品		
		セルフメディケーション税制対象商品である旨

< 例 >
 印はセルフメディケーション税制対象商品
 セ) はセルフメディケーション税制対象商品
 など

スイッチOTC医薬品とは

医療用から一般用に切り替えた(=スイッチした)ということから「スイッチOTC」と呼ばれています。(OTCとは、Over The Counterの略。OTC医薬品とは、カウンター越しに購入できる薬、ということから由来しています。)ではどのような商品が該当するのでしょうか。

商品によってはパッケージに **セルフメディケーション 税 控除 対象** と印刷されていたり、薬局や店舗では陳列棚に **セルフメディケーション 税 控除 対象**

< スイッチOTC医薬品の一例 >



シリーズ商品でも対象商品とそうでないものがあるため、注意が必要です。



セルフメディケーション税制の注意点

(1) 医療費控除との選択適用

セルフメディケーション税制を適用する場合、通常の医療費控除を併せて申告することはできません。どちらか有利な方を選択して申告することになります。またセルフメディケーション税制を選択して申告した場合、その後更正の請求、修正申告をする場合においても、通常の医療費控除へ適用を変更することはできません。

(2) 一定の取組について

申告する本人は一定の取組を行う必要がありますが、生計を一にする配偶者その他の親族が一定の取組を行う必要はありません。また、この一定の取組は法律に基づき行われる健康診査等が対象となるため、個人が自主的に行う人間ドック等は一定の取組にあたりません。

始まったばかりでまだまだわからないことも多いセルフメディケーション税制、ご不明点などございましたらいつでも弊社にご相談下さいませ。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
 今月の開催日は3月16日(木)です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月16日(木)	1・2・3・4月決算法人・個人事業主様	3月10日(金)
4月13日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月7日(金)
5月11日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月2日(火)

< 3月のカレンダー >

日	金	水	木	金
10	金			
15		水		
16			木	
31	金			

*2月分源泉所得税・住民税の納付期限

*所得税の確定申告期限及び納付期限
(振替納税は4月20日)

*贈与税の確定申告期限及び納付期限

*個人の青色申告の承認申請書提出期限

*個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)申告期限

*経営計画書作成セミナー: Vision

*1月決算法人の確定申告及び納付期限

*7月決算法人の中間申告及び納付期限

*個人事業者の消費税確定申告及び納付期限(振替納税は4月25日)

*消費税(4期)の納付期限
(年税額400万円超の4・10月決算法人)